

熊本県新市町村合併支援プラン

平成18年 9月11日

1 策定趣旨等

(1) 趣旨

- ・国の新市町村合併支援プラン（平成17年8月31日市町村合併支援本部決定。以下「国の支援プラン」という。）の積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策等を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援する。

(2) 対象地域

- ・熊本縣市町村合併推進構想に位置付けられた構想対象市町村
- ・市町村の合併の特例等に関する法律に基づいて合併した市町村

2 国の支援プランの活用

- ・国の支援プランに掲載された事業を活用した市町村事業について、市町村の要望を踏まえ、国に対して採択がなされるよう積極的に働きかけるとともに、国の支援プランに掲げられた事業を活用した県事業についても積極的に推進する。

3 県独自の支援策

(1) 行政支援策

① 法定協議会等への県職員の参画及び派遣

- ・関係市町村等の求めに応じて、任意協議会又は法定協議会に、県職員を委員等として参画させるとともに、事務局に県職員を派遣する。

② 合併市町村等と県との人事交流

- ・合併市町村への円滑な移行や合併市町村の行財政能力の向上、合併後のまちづくり等を支援するため、合併関係市町村又は合併市町村と県との人事交流を促進する。

③ 新市町村合併総合マニュアルによる助言

- ・「新市町村合併総合マニュアル」を策定し、任意協議会又は法定協議会に提供し、助言等を行う。

④ 合併市町村の人材育成への支援等

- ・合併の検討や新たなまちづくり等を支援するためアドバイザーの派遣等を行うとともに、合併市町村の人材育成を積極的に支援する。

⑤ 合併市町村等に対する行財政診断による助言

- ・ 合併関係市町村に対しては、合併に向けて懸念される事項を中心に、また合併市町村に対しては、より効率的な行財政運営が行えるよう地方分権時代に適合した行財政診断を実施する。

⑥ 市制施行に向けた助言等

- ・ 合併によって市制施行を目指す町村に対して、都市計画事業や福祉事務所の事業等市制移行に伴う新たな事務を円滑に処理することができるよう助言するとともに、専門知識に関する研修を積極的に支援する。

(2) 事業支援策

① 県事業の優先的・重点的な実施

- ・ 県との協議を経て「合併市町村基本計画」に位置付けられた県事業について、優先的・重点的に実施する。
- ・ 国の支援プランに基づく「市町村合併支援道路整備計画」や「市町村合併支援農道等整備計画」に掲げられた県事業等についても、優先的・重点的に実施する。

② 県単独の補助事業や貸付金による助成等

- ・ 合併関係市町村が行う合併後のまちづくりを視野に入れた事業や合併市町村が行う「合併市町村基本計画」に位置付けられた事業について、県単独の補助事業や貸付金により優先的に支援する。

例) 熊本県地域振興総合補助金、熊本縣市町村振興資金 など

③ 合併推進に必要なその他の県単独による財政支援措置

- ・ 合併関係市町村又は合併市町村が市町村合併に伴い必然的に行わなければならない事業について、市町村合併支援交付金により支援する。
- ・ 法定協議会が行う「合併市町村基本計画」策定のための調査研究を支援する。
- ・ 法定協議会が行うシンポジウムの開催やパンフレットの作成等の周知啓発活動を支援する。

(3) その他の支援策

① 県が策定する各種計画における圏域等の見直し

- ・ 県が策定する各種計画における圏域及び県立高校（全日制・普通科）の通学区域、警察署の管轄区域、県の出先機関の所管区域等については、対象となる市町村等の意向を踏まえ、行政の効率性、住民の利便性、合併市町村の一体性など総合的な観点から見直しを図る。

② 権限移譲の推進

- ・ 合併市町村に対しては、当該市町村の意向も踏まえながら、「熊本県事務・権限移譲推進指針」に基づき、事務・権限移譲を積極的に推進し、個性豊かな自立型の地域づくりが行えるように支援する。

③ 公共的団体等への支援

- ・市町村の合併に伴い公共的団体等が受ける影響の把握に努めるとともに、公共的団体等の統合整備に係る助言等、必要な支援を行う。

4 市町村合併のための広報・啓発

(1) 広報啓発事業の実施

- ・県民に広く市町村合併の必要性等について理解していただくとともに、市町村の合併に向けた取組を支援するため、広報啓発活動を積極的に実施する。
- ・合併市町村をPRするため、県における広報活動等の機会を通じて県内及び全国的に情報を発信する。

(2) 合併支援窓口の設置

- ・市町村合併について県民への周知啓発の一層の推進を図るとともに、国、県の支援プランの紹介やその具体化についての相談等に対応するため、本庁及び地域振興局に窓口を設置する。

総務部市町村総室（合併推進班）

総合政策局企画課（政策班）

地域振興部地域政策課（政策・企画班）

健康福祉部健康福祉政策課（政策班）

環境生活部環境政策課（政策班）

商工観光労働部商工政策課（政策班）

農林水産部農林水産政策課（農政政策班）

土木部監理課（政策班）

出納局会計課（庶務・資金班）

企業局総務課（政策班）

警察本部警務部警務課（企画第二係）

教育委員会教育政策課（政策班）

宇城地域振興局総務振興課

玉名地域振興局総務振興課

鹿本地域振興局総務振興課

菊池地域振興局総務振興課

阿蘇地域振興局総務振興課

上益城地域振興局総務振興課

八代地域振興局総務振興課

芦北地域振興局総務振興課

球磨地域振興局総務振興課

天草地域振興局総務振興課

